

令和元年度第1回札幌市感染症対策本部会議

1 日 時： 令和2年1月30日（木）午後3時00分 ～

2 場 所： 本庁12階1～5号会議室

3 会議次第：

- (1) 開 会
- (2) 現時点の発生状況と対応状況の報告
- (3) 各局区における取組状況等の報告
- (4) 市長からの指示

4 資 料：

新型コロナウイルス 概要	資料1
北海道感染症危機管理対策本部会議資料	資料2
各種通知文(保健所発出分)	資料3
各局資料一式	資料4

新型コロナウイルスについて

1 厚生労働省・世界保健機関の発表経過

1/6 中国武漢市において、昨年12月以降、原因不明の肺炎患者が複数発生

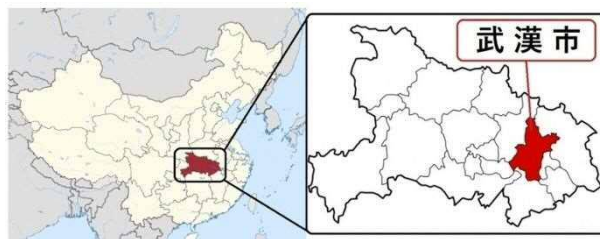
1/10 入院中の患者から、新種のコロナウイルスが同定

1/14 中国で新型コロナウイルスによる肺炎と暫定的に診断

1/16 神奈川県において中国武漢市に滞在歴のある肺炎患者（30代、男性）から、国内初となる新型コロナウイルスを確認。厚生労働省にて記者会見

1/22 世界保健機関（WHO）は「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当するかの判断を持ち越し

1/28 新型コロナウイルスによる肺炎を感染症法に基づく「指定感染症」に指定する政令を閣議決定（2/7 施行）



2 患者発生状況（1/29 付け厚生労働省報道発表資料ベース）

	中国	タイ	韓国	台湾	米国	ベトナム	シンガポール	フランス
感染者	5,974	14	4	8	5	2	7	4
死亡者	132	0	0	0	0	0	0	0
	オーストラリア	マレーシア	ネパール	カナダ	カンボジア	スリランカ	ドイツ	日本
感染者	5	7	1	3	1	1	4	8
死亡者	0	0	0	0	0	0	0	0

※日本における患者は1名退院、7名入院中

3 厚生労働省の対応状況

- (1) 中国からウイルスの遺伝子配列情報が公開されたことを踏まえ、国立感染症研究所で検査方法を構築
- (2) 国立感染症研究所と国立国際医療センターにおいて、医療機関における対応と院内感染対策に関する情報を提供、疑い例と院内感染対策について適宜更新
- (3) 空港等の検疫ブースにおけるポスターを用いた武漢市からの帰国者及び入国者に対する自己申告の呼びかけ
- (4) ホームページにおける注意喚起、Q&Aの発出
- (5) 自治体及び関係機関に対し、原因が明らかでない肺炎等の患者に係る、国立感染症研究所での検査制度（疑似症サーベイランス）の適切な運用について依頼
- (6) 新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）を設置
- (7) 「フォローアップセンター」を設立し、入国する人の武漢滞在歴や有症状者への接触歴等を把握して健康状態のフォローアップを実施

4 北海道の対応状況

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応等を随時連絡(1/16)
- (2) ホームページ等により、道民に対する注意喚起、情報提供(1/16)
- (3) 道民への注意喚起について報道機関へ投げ込み、知事まで情報共有(1/16)
- (4) 宿泊施設等管理者あてに注意喚起文を发出(1/22)
- (5) 北海道感染症危機管理対策本部会議の開催(1/28)
- (6) 道衛研での検査体制確立(1/29)

5 本市（保健所等）の対応状況

- (1) 札幌市医師会、疑似症定点医療機関（市立札幌病院含む。）に対し、疑似症ガイドンス（第3版）を送付し、疑い事例の報告を依頼、院内感染対策について通知(1/16)
- (2) 市内の全医療機関に対し、ホームページで情報提供(1/9)、疑い事例の報告依頼、院内感染対策について通知(1/17)
- (3) 市民に対し、ホームページ等で情報提供、注意喚起(1/16)
- (4) 宿泊施設等管理者あてに注意喚起文を发出(1/21)
- (5) 疑い事例発生時には、医療機関と連携して、新型コロナウイルスの検査を行う。検査の結果、陽性の場合には厚生労働省と調整して、積極的疫学調査、市民への注意喚起等を実施
- (6) 市衛研での検査体制確立(1/29)

○コロナウイルスとは

発熱や上気道症状を引き起こすウイルスで、人に感染を起こすものは6種類あることが分かっています。そのうち、中東呼吸器症候群（MERS）や重症急性呼吸器症候群（SARS）などの、重症化傾向のある疾患の原因ウイルスも含まれています。それ以外の4種類のウイルスは、一般の風邪の原因の10～15%（流行期は35%）を占めます。

(以上)

北海道感染症危機管理対策本部会議

と き：令和2年1月28日（火） 21：00～

ところ：本庁舎3階テレビ会議室

保健福祉部健康安全局地域保健課

新型コロナウイルス関連肺炎について

保健福祉部 (R2. 1. 28)

昨年12月以降、中華人民共和国武漢市において新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者が確認されており、1月16日、日本で1例目となる感染者が確認されておりましたが、今般道内で感染者が確認されました。

国では1月28日、この感染症を感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定するなど対策を強化しています。

道としても、感染者等の発生時の対策を強化するとともに道民や関係機関の皆様への情報提供、相談対応の充実を図るなどして、さらなる感染拡大の防止に向けて取り組みます。

1 発生の状況

(1) 道内の発生状況

①年代：40代

②性別：女性

③居住地：中国人民共和国（湖北省武漢市）

④症状、経過：

1月21日に来日し、22日より北海道を観光。

1月26日 体調不良のため外出せず。夜間に咳、発熱あり。

1月27日 道内の医療機関を受診、入院。

胸部レントゲン検査にて肺炎像。

1月28日 熱は残っているが、容態は安定している。

⑤行動歴：

1月21日 2名で来日し東京都内の知人宅に宿泊

1月22日 3名で東京から北海道に移動して観光

1月26日は体調不良のため外出せず。

日本に来てからはマスク着用。武漢市の華南海鮮城（海鮮市場）の訪問は無い。

(2) 国内の発生状況（厚生労働省発表）

- ・1月27日現在、確認されている感染者は4名
- ・1例目の感染者は既に軽快。濃厚接触者38名は全て特定し、健康観察は24日で終了
- ・2例目の感染者は既に軽快。濃厚接触者20名は全て特定しており、健康観察が行われている。現時点で感染者は確認されていない。
- ・3例目の感染者は現在症状はない。当該感染者の行動歴について調査が進められており、現時点で感染者は確認されていない。
- ・4例目の感染者は現在症状はない。当該感染者の行動歴について、調査が進められており、現時点で感染者は確認されていない。
- ・この他、海外で発生した感染者の接触者として3名が同定されており、25日に出国。
- ・現時点で（1月27日12時現在）で疑似症サーベイランス制度に基づき、計14件の検査を実施。そのうち4例が陽性で、残り10例が陰性だった。

(3) 海外の発生状況 (R2.1.24 12:00 時時点厚生労働省の発表)

	中国	タイ	韓国	台湾	米国	ベトナム	シンガポール	フランス	豪州	マレーシア	ネパール	カナダ
患者(2,784名)	2,744名	8名	4名	4名	5名	2名	4名	3名	4名	4名	1名	1名
-死亡(80名)	80名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名

2 国の対応

- (1) 着実な検疫の実施及び強化（全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化）
- (2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化（地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査）
- (3) 国民への情報提供（宿泊施設への周知、国民向けQ&A）
- (4) 1月28日、指定感染症（感染症法第6条）及び検疫感染症（検疫法第2条第3項）に指定する方針決定

3 道の対応

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知しており、今後指定感染症への取り扱い変更について周知。
- (2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制準備
- (3) 道民等の皆様への情報提供、注意喚起
 - (ア) ホームページ等により道民の皆様への情報提供
 - (イ) 春節を迎えて多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼。
 - (ウ) 保健所等による相談対応
- (4) 関係会議の開催状況
 - 1月23日 庁議
 - 1月24日 感染症危機管理対策本部幹事会開催
 - 1月28日 " 本部設置、本部会議開催

● 道民の皆様へ

- ・風邪やインフルエンザが多い時期であることを踏まえ、咳エチケットや手洗い等、通常の感染症対策を行うことが重要です。
- ・武漢市などから帰国・入国される方で、咳や発熱等の症状がある場合は、マスクを着用する等し、武漢市への滞在歴があることを申告した上、速やかに医療機関を受診して下さい。

今回新型コロナウイルスの感染が確定した患者に係る対応について

患者への対応	濃厚接触者への対応
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所が患者の行動調査を行い、発症後はマスクを着用しており、濃厚接触者は旅行の同行者2名であったことを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅行の同行者2名の調査を保健所で行い、2名とも症状はなく、うち1名が2/4に出国予定であることを確認。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者の症状は回復傾向にあり、引き続き、医療機関において、院内感染対策を実施のうえで、治療。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 濃厚接触者の情報を厚労省へ報告。 ○ 関係保健所で、国内の濃厚接触者については、患者と最後に接触した日から14日間、出国する濃厚接触者については、出国までの間、健康状態を確認する。

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する 関係閣僚会議

日時：令和2年1月24日（金）

9時25分～9時35分

場所：官邸4階大会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について

3. 閉 会

(配布資料)

資料1 新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

資料2 在留邦人の状況について

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

※令和2年1月23日 12:00時点

	中国(※)	タイ	韓国	台湾	米国	日本
患者数	571名	4名	1名	1名	1名	1名
死亡者数	17名	0名	0名	0名	0名	0名

(※)中国では、湖北省(武漢市を含む)、北京市、広東省、上海市などにおいて、患者が確認されている。

○ 新型コロナウイルスに関連した感染症による死亡例は、中国での17例。

●うち60歳以上:15例、60歳未満:2例

●既往歴あり:11例(他6例は既往の有無不明)

○ 日本での感染者1例については、1月15日に症状が軽快し退院。

上記のほか、本日(1月24日)未明、我が国で、2例目が確認されたところ(現在医療機関に入院加療中)。

なお、感染者の濃厚接触者18人は健康観察中(健康観察終了者23人)。

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた対応について

令和2年1月23日

- 1月21日の関係閣僚会議決定の対応(①着実な検疫の実施、②国内における感染拡大防止に向けた対策の強化、③国民への情報提供など)について一層の徹底を図るとともに、新たに以下の対策を実施

新たな検疫等の対策強化パッケージの実施

<水際対策>

- 中国からの全ての航空便において、健康カードの配布、機内アナウンスの実施を拡大するよう、航空会社二要請

<医療体制>

- 武漢市以外に流行が拡大した場合には、その流行地域からの訪日客及び帰国者が入国後に発熱等の症状を認めただ際にも、医療機関において行動歴等の詳細な聞き取りを行い、保健所と連携して疑似症サーベイランス(原因不明の肺炎患者等を把握して検査につなげる制度)を確実に実施

<国内サーベイランス>

- 国立感染症研究所で実施している検査について、全国の地方衛生研究所でも検査が可能となるように体制を整備
- 特に留意すべき濃厚接触者(例：医療従事者)について、患者対応に係る注意喚起の通知を発出

<情報提供>

- 宿泊施設に対し、訪日外国人旅行者に発熱と咳等の症状があった場合の対応の周知を図る。
- 新型コロナウイルス関連肺炎に関するQ&Aを発出し、広く国民に情報提供を行う。

在留邦人の状況について

資料2

現状・経緯

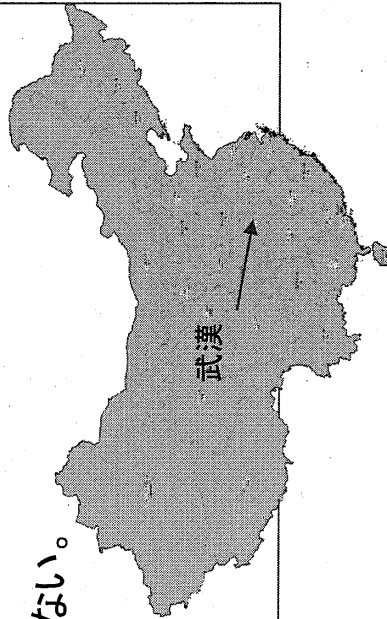
令和2年1月24日

武漢市及び近隣6市(鄂州市, 仙桃市, 枝江市, 潜江市, 黄冈市, 赤壁市)は各市の公共交通機関遮断及び駅・空港の閉鎖等を発表。
外務省は在留邦人に対し鋭意安否確認及び情報提供・注意喚起を継続中。

在留邦人の状況

- 23日現在, 武漢市には在留届・「たびレジ」の届け出によれば約710名の邦人が滞在。
- 武漢市において邦人1名が重度の肺炎を発症し入院中。新型コロナウイルスによるものかは不明。
- 現時点で大きな不安の声やパニックは見られないが, 不安をおおるSNS情報等も見られる。
- 当局の発表直後はコンビニ等で一部長蛇の列があったが, スーパー開店以降は買い物に大きな混乱なし
- 当局は物資搬送に問題ない旨通知。現時点で物流は止まっていない。
- 旅客機定期便運航状況は以下のとおり

成田・・・4社のうち3社は当面運休決定, 1社(ANA)は検討中
関空・・・3社とも当面運休決定 中部・・・2社とも当面運休決定
福岡・・・1社のみ(上海経由)。当面運休決定



外務省の今後の対応

- 安否確認及びきめ細かな情報提供・注意喚起を継続。在留邦人に支援のニーズがあればすぐに対応できるよう, 緊密に連絡をとる。
- 感染状況を注視し, それに応じた感染症危険情報を適切に発出する(現在はレベル1(注意喚起)を中国に, レベル2(不要不急の渡航自粛勧告)を武漢市に発出中)。

指定感染症及び検査感染症について

指定感染症：既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの（感染症法第6条）

検査感染症：国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの（検査法第2条第3項）

	<p>これまでの対策</p>	<p>指定感染症、検査感染症に指定した場合、実施可能となる措置</p>
<p>国内対策</p>	<p>(1) 診療 地方自治体や医療機関に対し、武漢市に滞在歴があり、呼吸器症状を発生して医療機関を受診した患者については、新型コロナウイルス感染症を念頭においた診療を行うよう依頼。</p> <p>(2) 報告・検査 医療機関において原因不明の肺炎患者を診察した場合に保健所に報告の上、国立感染症研究所で検査を行う制度（疑似症サーベイランス）の運用</p> <p>(3) 濃厚接触者の把握 国内で確認された感染者1名の濃厚接触者を特定し、健康状態の確認を実施</p>	<p>① 患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供</p> <p>② 医師による迅速な届出による患者の把握</p> <p>③ 患者発生時の積極的疫学調査（接触者調査）</p>
<p>検査</p>	<p>(1) 発熱の確認（サーモグラフィ） (2) 自己申告の呼びかけ</p>	<p>質問、診察・検査、消毒等が可能となる。</p> <p>1</p>

中国における新型コロナウイルスの発生（一部地域の感染症危険レベルの引き上げ）

更新日 2020年01月24日

	危険レベル・ポイント 【危険度】 ●中国湖北省全域 レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告) (引き上げ) ●上記以外の地域 レベル1：十分注意してください。(継続) 感染がさらに拡大する可能性があるため、最新情報を入手し、感染予防に努めてください。 中国における感染例数等についての最新情報は、感染症広域情報でご確認ください。
	詳細 1 1月24日、武漢市近隣6市（鄂州市、仙桃市、枝江市、潜江市、黄冈市、赤壁市）について、各市当局が、公共交通機関の停止及び鉄道の駅及び市を離れる道の封鎖を発表し、感染の地理的拡大が懸念されています。また、武漢市においても、患者数の増加率が大きくなっています。これらの現地の状況に鑑み、感染のさらなる拡大も想定されます。 2 WHOは、23日に開催した緊急委員会の結果、中国でのリスクは非常に高く、地域的及び世界的なリスクも高いと評価しました。また、中国では感染者の介護をしている家族や医療従事者に限定されているとしながらも、ヒトからヒトへの感染があるとしています。 3 上記を考慮し、中国湖北省の感染症危険情報を3に引き上げます。

参考：「感染症危険情報」発出の目安

レベル1：十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」としてWHO事務局長が認定する場合等。
レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために防疫・渡航制限を認める場合等。
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)	特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために防疫・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

新型コロナウイルス関連肺炎への対応について

R2. 1. 28 現在
地域保健課

○新型コロナウイルス関連肺炎患者の発生を想定した道と国の対応フロー

区分	国	道	医療機関
入国 (機内、空港)	○検疫所 ・サーモグラフィーによる発熱探知 ・機内アナウンスによる呼びかけ ・検疫ブースにおいてポスターによる啓発		
症状があった場合	・マスク着用の上、受診の指示 ※検疫感染症に指定された場合 診察、検査等の検疫措置		
入国後、感染が疑われる場合	○国立感染症研究所等 ・新型コロナウイルス検査 ・検査結果 ○厚生労働省 ・検査結果の連絡 【陽性の場合】 ・国と道で同時公表	○保健所 ・宿泊施設からの相談への対応 ・医療機関から疑い患者の連絡 ・検体採取 ・検体送付 ・検査結果の告知	・疑い患者の診察 ・保健所への連絡 ・検体採取への協力 ・治療
		○保健所 ・患者の行動調査等 ・濃厚接触者の健康観察 (14日間) ※指定感染症に指定された場合 ・入院勧告	・入院治療等 ※指定感染症に指定された場合 感染症指定医療機関 (各2次 医療圏に設置: 24カ所) に 入院

新型コロナウイルス感染症に対する道の対策について（保健福祉部）

	これまでの取組	今後新たに実施する取組
<p>1. 発生時の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発生時対応について、あらかじめ保健所を通じ医療機関へ国の通知に基づき対応を依頼。また、医療機関からの問い合わせに随時対応。 ・宿泊施設等に対し症状のある宿泊者等への対応について協力依頼。 ・新型コロナウイルス検査のため、国立感染症研究所に保健所から検体を送付。 ・陽性が判明した患者及び接触者に対する行動調査等の実施。 ・濃厚接触者に対して、患者と最後に接触した日から14日間、健康状態を把握。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定感染症への指定により「感染症指定医療機関」への入院等の新たな診療体制の徹底に向けて、必要な情報を医療機関へ通知。 ・国立感染症研究所から地方衛生研究所に対して試薬等の配布作業中であり、道立衛生研究所において検査体制を整えているところ。 ・保健所間の連携体制の強化。
<p>2. 情報提供等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる予防対策等の情報提供 ・保健所における相談対応 ・宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起 ・外国人相談センターへの協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに正確な情報をよりわかりやすく掲載。

令和2年1月28日（火）

【照会先】

健康局 結核感染症課
感染症情報管理室長
梅田 浩史（内線2389）
課長補佐 加藤 拓馬（内線2373）
主査 柳川 愛実（内線2932）
（代表電話） 03（5253） 1111

報道関係者各位

新型コロナウイルスに係る厚生労働省 電話相談窓口（コールセンター）の設 置について

今般の新型コロナウイルス関連肺炎の発生について、厚生労働省の電話相談窓口を1月28日（火）18時より設置することといたしましたので、お知らせいたします。

厚生労働省としては、ウェブサイト等と合わせて、引き続き正確な情報発信に努めて参ります。

- 厚生労働省の電話相談窓口 電話番号 **03-3595-2285**
- 受付時間 9時00分～21時00分
（1月28日のみ18時より受付）

令和2年(2020年)1月17日

一般社団法人 札幌市医師会
会長 松家 治道 様

札幌市保健福祉局医務監 矢野 公一

新型コロナウイルス関連肺炎への対応について

時下、貴職におかれましては、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日ごろより本市の保健医療行政の推進につきまして御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、中華人民共和国湖北省武漢市で集団発生した新型コロナウイルス関連肺炎について、1月16日に厚生労働省は、神奈川県において国内初症例が確認された旨報道発表を行いました。

このことを受けて、札幌市では、中国における大型連休である春節が控えていることを考慮し、当該感染症情報を市内医療機関へお知らせすることが重要と考え、別紙のとおり医療機関での対応について通知することといたしましたので、ご連絡いたします。引き続き感染症対策に御理解・御協力をお願いいたします。

記

1 通知

新型コロナウイルス関連肺炎への対応について（お願い）

【令和2年1月17日 札幌感第1611号通知】

2 添付資料

- ・新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について

【令和2年1月16日（木） 厚生労働省 報道発表資料】

- ・中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に対する対応と院内感染対策

【国立感染症研究所感染症疫学センター・国立国際医療研究センター国際感染症センター】

担当：札幌市保健所 感染症総合対策課

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3F

TEL 622-5199 FAX 622-5168

市内医療機関 管理者 様

札幌市保健福祉局医務監

新型コロナウイルス関連肺炎への対応について (お願い)

日頃より本市の保健医療行政にご協力いただきありがとうございます。

中華人民共和国湖北省武漢市において集団発生のありました新型コロナウイルス関連肺炎について、1 月 15 日、神奈川県内において国内初の症例が確認されたことから、今後、疑い患者が市内医療機関を受診する可能性もございます。

つきましては、下記のとおり疑い例の定義についてお知らせいたしますとともに、疑い例患者の受診があった場合は、検体採取についてご協力賜りたく、お願い申し上げます。

本件の詳細や新たな情報、院内感染対策については、札幌市公式ホームページ (下記 3) において掲載、更新しております。

記

1 疑い例の定義

以下の I、II を両方とも満たす

- I 「発熱 (37.5 度以上) 」かつ「呼吸器症状を有している」
- II 発症から 2 週間以内に、「武漢市を訪問した」又は「武漢の新型コロナウイルスの患者またはその疑いがある患者と 2 メートル以内での接触歴がある」

2 疑い例患者への対応

以下(1)、(2)についてご協力をお願いいたします。

- (1) 札幌市保健所 感染症総合対策課へのご連絡 (011-622-5199)
- (2) 新型コロナウイルス検査用の検体以下 3 点の確保 (国立感染症研究所において検査)
 - ① 血清 (3CC 程度) : EDTA (又はクエン酸) 添加の採血管を使用 (ヘパリンは不可)
 - ② 咽頭ぬぐい液
 - : I 乾燥防止のため 1~2CC 程度の生理食塩水をスピッツ管に入れておく。
 - II 綿棒で咽頭を拭った後、スピッツ管に入れ、拭った綿棒の先を 1 で入れた生理食塩水に浸し、蓋を閉める。(綿棒の余った柄の部分はカット)
 - ③ 肺胞洗浄液、気管支内吸引液 : ある場合は、5CC 程度をスピッツ管に入れて保管
⇒保健所職員が回収するまで 3 検体すべて 4℃で保存をお願いいたします

3 札幌市公式ホームページ

- ・【医療機関の皆様へ】中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について

URL http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/020106_muhan_pneumonia.html

札幌市保健所 感染症総合対策課
〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3F
TEL 622-5199 FAX 622-5168

札幌感第 1619-1 号
令和 2 年(2020 年) 1 月 21 日

旅館業の営業者 様

札幌市保健福祉局医務監 矢野 公一
(保健所長事務取扱)

新型コロナウイルス関連肺炎への対応について (お願い)

日頃より本市の保健衛生行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、中華人民共和国湖北省武漢市で集団発生した新型コロナウイルス関連肺炎について、1 月 16 日に厚生労働省は、神奈川県において武漢市に渡航歴のある国内初症例が確認された旨の報道発表を行いました。

つきましては、中国における大型連休である春節に伴い、多くの訪日観光客が市内の宿泊施設を利用することが想定されることから、感染症のまん延を防止するため、貴施設内での咳エチケットや手洗い等、より一層の感染対策を実施いただきますようお願いいたします。

また、国では患者や濃厚接触者の状況把握に努めていることから、下記 1 の疑い例の定義に合致する方から健康相談があった場合は、客室で待機いただくようお願いし、貴施設より札幌市保健所感染症総合対策課 (011-622-5199) まで御連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 疑い例の定義

以下の I、II を両方とも満たす

- I 「発熱 (37.5 度以上) 」 かつ 「呼吸器症状を有している」
- II 発症から 2 週間以内に、「新型コロナウイルスの患者 (確定例) 、またはその疑いがある患者と必要な感染予防策なしで 2 メートル以内での接触歴がある」 又は 「武漢市への渡航歴がある」 又は 「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人との接触歴がある」

2 新型コロナウイルスについて

新型コロナウイルス (2019-nCoV) 関連肺炎 (札幌市公式ホームページ)

URL <http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/2019n-cov.html>

担当：札幌市保健所感染症総合対策課 中村、山岸、長尾
〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3F
TEL 622-5199 FAX 622-5168

札幌感第 1619-2 号
令和 2 年(2020 年) 1 月 21 日

札幌ホテル旅館協同組合
理事長 米澤 佳晃 様

札幌市保健福祉局医務監 矢野 公一
(保健所長事務取扱)

新型コロナウイルス関連肺炎への対応について (お願い)

日頃より本市の保健衛生行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、中華人民共和国湖北省武漢市で集団発生した新型コロナウイルス関連肺炎について、1 月 16 日に厚生労働省は、神奈川県において武漢市に渡航歴のある国内初症例が確認された旨の報道発表を行いました。

つきましては、中国における大型連休である春節に伴い、多くの訪日観光客が市内の宿泊施設を利用することが想定されることから、感染症のまん延を防止するため、別紙のとおり、市内の旅館業の各営業許可施設に対し通知いたしますことをお知らせいたします。

引き続き、感染症対策に御理解・御協力をお願いいたします。

記

1 通知

新型コロナウイルス関連肺炎の対応について (お願い)

【令和 2 年 1 月 21 日 札幌感第 1619-1 号】

担当：札幌市保健所感染症総合対策課 中村、山岸、長尾
〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3F
TEL 622-5199 FAX 622-5168

札幌感第 1619-3 号
令和 2 年(2020 年) 1 月 21 日

一般社団法人定山溪観光協会
会長 金川 一男 様

札幌市保健福祉局医務監 矢野 公一
(保健所長事務取扱)

新型コロナウイルス関連肺炎への対応について (お願い)

日頃より本市の保健衛生行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、中華人民共和国湖北省武漢市で集団発生した新型コロナウイルス関連肺炎について、1 月 16 日に厚生労働省は、神奈川県において武漢市に渡航歴のある国内初症例が確認された旨の報道発表を行いました。

つきましては、中国における大型連休である春節に伴い、多くの訪日観光客が市内の宿泊施設を利用することが想定されることから、感染症のまん延を防止するため、別紙のとおり、市内の旅館業の各営業許可施設に対し通知いたしますことをお知らせいたします。

引き続き、感染症対策に御理解・御協力をお願いいたします。

記

1 通知

新型コロナウイルス関連肺炎の対応について (お願い)

【令和 2 年 1 月 21 日 札幌感第 1619-1 号】

担当：札幌市保健所感染症総合対策課 中村、山岸、長尾
〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3F
TEL 622-5199 FAX 622-5168

札幌感第 1619-4 号
令和 2 年(2020 年) 1 月 21 日

定山溪温泉旅館組合
組合長 宮越 健文 様

札幌市保健福祉局医務監 矢野 公一
(保健所長事務取扱)

新型コロナウイルス関連肺炎への対応について (お願い)

日頃より本市の保健衛生行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、中華人民共和国湖北省武漢市で集団発生した新型コロナウイルス関連肺炎について、1 月 16 日に厚生労働省は、神奈川県において武漢市に渡航歴のある国内初症例が確認された旨の報道発表を行いました。

つきましては、中国における大型連休である春節に伴い、多くの訪日観光客が市内の宿泊施設を利用することが想定されることから、感染症のまん延を防止するため、別紙のとおり、市内の旅館業の各営業許可施設に対し通知いたしますことをお知らせいたします。

引き続き、感染症対策に御理解・御協力をお願いいたします。

記

1 通知

新型コロナウイルス関連肺炎の対応について (お願い)

【令和 2 年 1 月 21 日 札幌感第 1619-1 号】

担当：札幌市保健所感染症総合対策課 中村、山岸、長尾
〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3F
TEL 622-5199 FAX 622-5168

札幌感第 1629 号
令和 2 年(2020 年) 1 月 24 日

各局(区)庶務担当部長 様

保) 保健所長
(医務監事務取扱)

新型コロナウイルス関連肺炎への対応について(依頼)

日頃から、保健衛生行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、令和 2 年 1 月 21 日札幌感第 1621 号通知「新型コロナウイルス関連肺炎への対応について(情報提供)」により、協力を依頼していたところです。

不特定多数の方が集まる施設については、より一層の感染対策を行うことが重要であると考えられるため、貴局所管の施設については、下記 1 のとおり、掲示等を行うなど市民への感染対策の周知方をお願いいたします。

また、貴局職員と関係団体等の従事者に対し、下記 2、3 の感染予防対策の徹底について改めてご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 啓発ポスター

(1) 咳エチケット(別添 1、2)

URL: 厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000189346.pdf>

(2) 手洗い(別添 3)

URL: 厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/poster25b.pdf>

(3) 咳エチケット・手洗い(別添 4)

URL: CDC ホームページ

https://www.cdc.gov/flu/pdf/protect/cdc_cough.pdf

2 新型コロナウイルスへの感染予防について

- (1) 厚生労働省報道資料「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について(第5報)」からの抜粋

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08998.html

新型コロナウイルス関連肺炎に関するWHOや国立感染症研究所のリスク評価によると、現時点では本感染症は、家族間などの限定的なヒトからヒトへの感染の可能性が否定できない事例が報告されているものの、持続的なヒトからヒトへの感染の明らかな証拠はありません。風邪やインフルエンザが多い時期であることを踏まえて、咳エチケットや手洗い等、通常の間接感染対策を行うことが重要です。

- (2) 札幌市ホームページ

新型コロナウイルス(2019-nCoV)関連肺炎

URL: <http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/2019n-cov.html>

3 消毒について

- (1) 手指消毒

必要に応じて、手指消毒用アルコール入り消毒剤を設置し、職員及び来庁者に対し、手指の消毒をするよう周知してください。

- (2) 施設消毒

必要に応じて、消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウム溶液などを使用して、定期的に不特定多数が触れる場所(ドアノブや手すり、エレベーター等のボタンなど)の消毒を実施してください。

担当：札幌市保健所感染症総合対策課感染症総合対策係
〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目WEST19 TEL622-5199 FAX622-5168

資料 4

札総第 1856 号

令和 2 年(2020 年) 1 月 29 日

各局（区）長 様

総務局長

新型コロナウイルス関連肺炎への職員対応について（依頼）

道内で新型コロナウイルス肺炎患者が 1 月 28 日に確認されたことを受け、札幌市でも本日、札幌市長以下の緊急対策会議が開かれたところです。

この会議の中で、札幌市の今後の対策の一つとしまして、感染症予防のための手洗いや咳エチケット等の周知強化が必要とされております。各局におかれましては、保健所長通知（令和 2 年 1 月 24 日付け札保感第 1629 号通知「新型コロナウイルス関連肺炎への対応について（依頼）」）により、すでに対応いただいているところと思いますが、職員が市民対応の業務を行う中で感染症を予防し、またウイルス感染拡大を防止するためにも、引き続き対策をとっていただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 消毒について

市民の往来や利用が多い場所などに手指消毒用アルコール入り消毒剤を設置し、職員や市民に消毒をするよう、引き続き周知してください。

また、施設管理者においては、消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウム溶液(0.1%)などを使用し、定期的に不特定多数が触れる場所（ドアノブや手すり、エレベーター等のボタンなど）の消毒を実施してください。

2 マスク着用について

窓口での業務や、市民と頻繁に対話をする業務では、より一層の感染対策を行うことが重要と思われます。風邪やインフルエンザが多い時期であることも踏まえ、咳エチケット等の感染対策として、必要に応じ職員がマスクを着用することを認めるようお願いいたします。

3 その他

- (1) 上記対策については、感染予防対策上実施しているということを利用者にも周知し、理解いただけるよう努めてください。
- (2) 貴所属の職員に上記対策を周知するとともに、手洗い咳エチケットなど、これまで以上に励行し、体調管理に努めるようお声がけください。

【担当】

総務局行政部総務課 中田

TEL 211-2162

札幌感第 1629 号
令和 2 年(2020 年) 1 月 24 日

各局(区)庶務担当部長 様

保) 保健所長
(医務監事務取扱)

新型コロナウイルス関連肺炎への対応について(依頼)

日頃から、保健衛生行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、令和 2 年 1 月 21 日札幌感第 1621 号通知「新型コロナウイルス関連肺炎への対応について(情報提供)」により、協力を依頼していたところです。

不特定多数の方が集まる施設については、より一層の感染対策を行うことが重要であると考えられるため、貴局所管の施設については、下記 1 のとおり、掲示等を行うなど市民への感染対策の周知方をお願いいたします。

また、貴局職員と関係団体等の従事者に対し、下記 2、3 の感染予防対策の徹底について改めてご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 啓発ポスター

(1) 咳エチケット(別添 1、2)

URL: 厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000189346.pdf>

(2) 手洗い(別添 3)

URL: 厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/poster25b.pdf>

(3) 咳エチケット・手洗い(別添 4)

URL: CDC ホームページ

https://www.cdc.gov/flu/pdf/protect/cdc_cough.pdf

2 新型コロナウイルスへの感染予防について

- (1) 厚生労働省報道資料「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について(第5報)」からの抜粋

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08998.html

新型コロナウイルス関連肺炎に関するWHOや国立感染症研究所のリスク評価によると、現時点では本感染症は、家族間などの限定的なヒトからヒトへの感染の可能性が否定できない事例が報告されているものの、持続的なヒトからヒトへの感染の明らかな証拠はありません。風邪やインフルエンザが多い時期であることを踏まえて、咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策を行うことが重要です。

- (2) 札幌市ホームページ

新型コロナウイルス(2019-nCoV)関連肺炎

URL: <http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/2019n-cov.html>

3 消毒について

- (1) 手指消毒

必要に応じて、手指消毒用アルコール入り消毒剤を設置し、職員及び来庁者に対し、手指の消毒をするよう周知してください。

- (2) 施設消毒

必要に応じて、消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウム溶液などを使用して、定期的に不特定多数が触れる場所(ドアノブや手すり、エレベーター等のボタンなど)の消毒を実施してください。

担当：札幌市保健所感染症総合対策課感染症総合対策係
〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目WEST19 TEL622-5199 FAX622-5168

【資料】

市民に向けた新型コロナウイルス関連肺炎にかかる周知について

1月28日の北海道内における新型コロナウイルス肺炎患者の発生に伴い、下記のとおり改めて市民への周知を行った。

1 市公式ホームページ

(1) トップページ

「重要なお知らせ」としてトップページ最上部にリンクを掲載

〔表示内容〕

今般の新型コロナウイルス関連肺炎について、道内初の症例の報告がありました。マスク着用などの咳エチケットや手洗いの徹底、消毒など、通常の感染症対策に努めていただくようお願いいたします。(1月29日)

(2) 「新型コロナウイルス(2019-nCoV)関連肺炎」ページ

トップページからのリンク先となる当該ページに、市民が必要とする各種情報を新たに掲載した。

- 厚生労働省電話窓口の電話番号を最上部に掲載
- 体調不良時の問合せ先として「救急安心センターさっぽろ」の電話番号を新規掲載
- 市民の留意すべき点(予防方法など)の情報を更新
- 感染の疑いのある人からの「よくある質問」とその回答を新規掲載

2 SNS等

以下のSNS等にて注意喚起の情報発信済

- ツイッター(広報部、観光・MICE推進部、交通局、円山動物園)
- Facebook(サッポロスマイル、SapporoToday)
- Instagram(サッポロスマイル)
- iさっぽろ(スマホアプリ)、地デジデータ放送

3 街頭ビジョン(感染症予防の周知動画の放映)

- 1月28日から放映
市政PRコーナー(東西線大通駅コンコース定期券売り場横)
- 1月29日から放映
札幌駅前ビジョン、4丁目プラザ、札幌PARCO、チカホ、市電ポラリス車内、市電電車停留所、エコチルまちビジョン
- 1月30日から放映予定
各区役所戸籍住民課窓口・大通証明サービスコーナー

新型コロナウイルス関連肺炎に関する外国人市民への対応

○ 外国人市民への情報提供・注意喚起

新型コロナウイルス関連肺炎に関する情報提供を行っている本市保健所のウェブサイトの紹介と、感染予防の注意喚起を行う周知文(別添)を、外国人コミュニティに送付し、彼らがもつ SNS 等を通じて外国人市民と共有していただくよう協力依頼を行ったほか、外国人支援団体等にも送付し、関係する外国人市民に対し、周知を図っていただくよう依頼した。

また、国際部が運営する外国語ホームページから、保健所ウェブサイトへの誘導も行っている。

<周知文の送付先>

- ・外国人コミュニティ、外国人支援団体等 26 団体
- ・札幌圏大学国際交流フォーラム会員 21 大学
- ・外国人技能実習機構 札幌事務所(札幌事務所を通じ、監理団体・受入企業等への周知を依頼)

<札幌市国際部からのお知らせ>

新型コロナウイルス（2019-nCoV）関連肺炎に関する注意喚起について

札幌市総務局国際部

札幌市では「新型コロナウイルス（2019-nCoV）関連肺炎」に関する情報を、以下のウェブサイトでお知らせしております。適宜ご確認いただきますとともに、咳エチケットや手洗いなどの通常の感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

- ・札幌市役所のページ（日本語版）

<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/2019n-cov.html>

上記のページは、英語、中国語（簡体字・繁体字）、ハングルに機械翻訳されています。必要に応じて、各言語のページでご確認ください。

- ・英語

<https://www.city.sapporo.jp.e.ain.hp.transer.com/hokenjo/flkansen/2019n-cov.html>

- ・中国語（簡体字）

<https://www.city.sapporo.jp.c.ain.hp.transer.com/hokenjo/flkansen/2019n-cov.html>

- ・中国語（繁体字）

<https://www.city.sapporo.jp.t.ain.hp.transer.com/hokenjo/flkansen/2019n-cov.html>

- ・ハングル

<https://www.city.sapporo.jp.k.ain.hp.transer.com/hokenjo/flkansen/2019n-cov.html>

<機械翻訳について>

・札幌市公式ホームページを英語、中国語（簡体字・繁体字）、ハングルに翻訳することができます。翻訳は機械的に行われるため正確に翻訳されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

・Sapporo City Official Homepage will be translated in English, Chinese (simplified Chinese), Chinese (traditional Chinese), and Korean using a private automatic translation service. Please note that as it is a machine translation from an automatic translation system, the translation may not always be accurate. Also note that after the translation, the content may not be same as in the original Japanese page.

・网页是利用札幌市官方主页的自动翻译服务,翻英语·中文(简体字),中文(繁体字)·韩语。由于是利用自动翻译系统获得的翻译结果,所以不一定完全正确。由于翻译结果可能与翻译前的日语网页的原文内容有所出入,所以请在充分理解这一点的基础上利用本网站。

<Notice from the City of Sapporo International Relations Department>

About the Novel Coronavirus (2019-nCoV) related Pneumonia Alert

City of Sapporo International Relations Department

The City of Sapporo will provide up-to-date information pertaining to the Novel Coronavirus (2019-nCoV) at the following links below. We ask that you check back from time to time while making efforts to prevent the spread of disease by practicing good cough etiquette and hand washing.

- Sapporo City Hall Homepage (Japanese version)

<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/2019n-cov.html>

This page is available with an automatic machine translation in English, Chinese (Simplified and Traditional), and Korean at the links below. Please check the language-specific pages as needed

- English

<https://www.city.sapporo.jp.e.ain.hp.transer.com/hokenjo/flkansen/2019n-cov.html>

- Chinese (Simplified)

<https://www.city.sapporo.jp.c.ain.hp.transer.com/hokenjo/flkansen/2019n-cov.html>

- Chinese (Traditional)

<https://www.city.sapporo.jp.t.ain.hp.transer.com/hokenjo/flkansen/2019n-cov.html>

- Korean

<https://www.city.sapporo.jp.k.ain.hp.transer.com/hokenjo/flkansen/2019n-cov.html>

<About Automatic Translation>

・札幌市公式ホームページを英語、中国語(簡体字・繁体字)、ハングルに翻訳することができます。翻訳は機械的に行われるため正確に翻訳されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

・Sapporo City Official Homepage will be translated in English, Chinese (simplified Chinese), Chinese (traditional Chinese), and Korean using a private automatic translation service.

Please note that as it is a machine translation from an automatic translation system, the translation may not always be accurate.

Also note that after the translation, the content may not be same as in the original Japanese page.

・网页是利用札幌市官方主页的自动翻译服务,翻英语・中文(简体字),中文(繁体字)・韩语。由于是利用自动翻译系统获得的翻译结果,所以不一定完全正确。由于翻译结果可能与翻译前的日语网页的原文内容有所出入,所以请在充分理解这一点的基础上利用本网站。

新型コロナウイルス関連肺炎への対応について（経済観光局）

2020.1.30 経済企画課

	実施済み	準備・検討中	問い合わせ先
産業振興部			
商業者向け対策		・咳エチケットに関する多言語ポスター等を外国人来街者が多い商店街・商業施設に貼付依頼	商業・金融支援 担当課 Tel011-211-2372
中小企業向け融資		・コロナウイルスの影響により、売上が減少している中小企業者等への制度融資の創設を検討中	
中小企業向け相談	・中小企業支援センター内に専用相談窓口（新型コロナウイルス肺炎に対する緊急経営相談窓口）の開設（1/29～）		
観光・MICE推進部			
観光客向け対策	<ul style="list-style-type: none"> ・市内観光施設、観光案内所、観光関連事業者に感染症予防対策を周知し注意喚起を実施 ・北海道さっぽろ観光案内所（札幌駅）及び定山溪観光案内所スタッフ、観光ボランティアのマスク着用を推奨 ・北海道さっぽろ観光案内所（札幌駅）に消毒液設置 ・観光関連所管施設に感染症予防対策の周知及びマスク着用などを推奨 ・定山溪観光案内所に消毒液の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内観光施設、観光案内所、観光関連事業者に咳エチケット多言語ポスターを配布 ・宿泊事業者に咳エチケット多言語ポスターを配布（保健所と連携） 	観光・MICE推進課 Tel011-211-2376
さっぽろ雪まつり	<ul style="list-style-type: none"> ・会場管理者に感染症予防対策を周知し、注意喚起を実施するとともに、疑い例患者への対応マニュアルを作成 ・会場内の救急センター向け対応マニュアルを作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・雪まつりホームページにて感染症予防対策を周知 ・各会場内に多言語による咳エチケット多言語ポスターを掲示 ・会場内観光案内所等への消毒液設置 ・会場内従事者やボランティアへのマスク着用を推奨 	観光魅力づくり 担当課 Tel011-211-2376
経済に対する影響の軽減	・市内宿泊事業者のキャンセル状況等について調査中	・観光需要減少対策について検討予定	観光・MICE推進課 Tel011-211-2376
中央卸売市場			
見学者対応	・観光客の対応を行う守衛室に消毒液とマスクを設置		中央卸売市場 管理課 Tel011-611-3111
市場内入居団体	・入居する市場関係事業者等に感染症対策を周知啓発		

※掲載情報は令和2年（2020年）1月30日午前9時現在のものです。状況の推移により変更となることがあります。

咳エチケットを行いましょう Cover your Cough

注意咳嗽礼节 注意咳嗽禮儀

病気を他の人へ移さないため、咳エチケットを行いましょう。

To prevent the spread of illness to others, follow proper coughing etiquette.

为不将疾病传播给其他人，请注意您的咳嗽礼节

避免把疾病傳染給他人，請注意咳嗽禮儀

1



咳やくしゃみの症状があるときは、できるだけマスクを着けましょう。

When symptoms such as coughing or sneezing appear, do your best to keep a mask on.

出现咳嗽，打喷嚏等症狀時，尽可能戴上口罩。

出現咳嗽，打噴嚏等症狀時，盡可能戴上口罩。

2



マスクがない場合...

咳やくしゃみをするときはティッシュなどで口と鼻をおさえましょう。使用済みのティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てましょう。

If you do not have a mask...

Cover your mouth and nose with a tissue when coughing or sneezing. Throw used tissues away as soon as you are done with them.

没有口罩的情况...

咳嗽或打喷嚏时用纸巾等捂住口鼻。使用完的纸巾马上丢弃到垃圾箱。

沒有口罩的時候...

咳嗽或打噴嚏時用紙巾等掩住口鼻。用完的紙巾馬上掉進垃圾箱。

3



ティッシュなどもない場合は、手ではなく、袖や上着の内側で口や鼻をおさえましょう。

If you do not have a tissue, cover your mouth and nose with your sleeve or the inside of your jacket, not your hands.

没有纸巾等的情况，不用手，而用袖子或上衣内侧捂住口鼻。

沒有紙巾等的時候，不要用手，而用衣袖或衣服內側掩住口鼻。

4



食事の前や外出後は、手をこまめに洗いましょう。水が使えない場合は、アルコール消毒なども有効です。

Before meals and after you have been out, wash your hands diligently. If you do not have water to wash with, using an alcohol-based disinfectant also works.

饭前、外出后，勤洗手。

无法使用水的情况，酒精消毒也有效果。

進食前、外出後，勤洗手。

不能用水的時候，使用酒精消毒亦有效。

新型コロナウイルス肺炎に係る交通局の対応

<感染症予防のための周知>

○地下鉄における周知

◇駅構内放送

全駅にて、駅員によるアナウンスを30日（木）から行う。

「札幌市からのお知らせです。感染症を予防するため、石鹸でよく手を洗い、咳やくしゃみが出るときには、マスクを付けるか、ハンカチや袖で口・鼻を覆いましょう。」

◇ホーム旅客案内表示器（LED）

全駅にて、表示を30日（木）から行う。

「感染症を予防するため、石鹸でよく手を洗い、咳やくしゃみが出るときには、マスクを付けるか、ハンカチや袖で口・鼻を覆いましょう。」

◇駅構内ポスターの掲示、地下鉄・電車の車内ポスターの掲示

駅や地下鉄・電車の車両にて、交通局業務用枠での掲示を行う。

※掲示物は、保健所と調整中。

○路面電車情報利活用システムへのお知らせ掲出

◇停留場：29日（水）から掲出済み。

◇ポラリス車内：30日（木）の営業運行から掲出を行う。

○大通駅デジタルサイネージ

交通局業務用枠にて、31日（金）から掲出を行う予定。

新型コロナウイルス患者に係る市立札幌病院の取組みについて

保健所からの要請等を受けて、新型コロナウイルスの入院患者を当院で受け入れる場合には、一切外部に汚染するおそれのない感染症病棟において、感染症内科医4名他専門スタッフが適切に治療にあたることができるよう、万全の体制・準備を整えている。

記

1 感染症病棟について

北海道知事から指定を受けた第一種及び第二種感染症指定医療機関

第一種感染症病床 2床（1床×2室）

第二種感染症病床 6床（2床×3室）



病棟出入口



病棟内部



感染症病床

2 これまでの取組み

○感染症病棟患者受入シミュレーション

感染症病棟運用マニュアル等に基づく個人防護具着脱訓練等を行う。

○院内感染症対策会議

新型コロナウイルス感染症の流行状況や当院での受け入れする場合の対応について院内で情報共有を行う。

○来院患者への注意喚起

中国など新型コロナウイルスの発生地へ渡航後、発熱、咳などの症状がある方は受診相談窓口へ申し出るよう出入口に中国語、英語併記の掲示を行い、注意喚起をしている。

○来院者への手指消毒、マスク着用の呼びかけ

当院ではかねてより消毒液を出入り口に設置し、来院者に対し、手指消毒の徹底を呼びかけているほか、インフルエンザ流行等に備え、マスク着用の呼びかけも行っている。

○市民への注意喚起

市立札幌病院公式フェイスブックで市民に対し、新型コロナウイルス関連肺炎の対策に関する注意喚起を行っている。



訓練の風景

【市民文化局】新型コロナウイルス関連肺炎への対応について

1 市民への注意喚起・啓発

区役所・区民センター・まちづくりセンター・地区センターのほか、局の所管施設に対し、感染症予防のための手洗い・咳エチケット周知のための掲示物データを提供し、館内等へ掲示・配架するよう指示を行った。

2 所管施設における消毒液設置の状況

(1) 区役所・区民センター

全施設において、庁舎入口などに消毒液を設置

(2) 文化施設等

アイヌ文化交流センター、エルプラザ、時計台、豊平館、旧札幌控訴院（資料館）、キタラ、市民交流プラザ等の主要施設において、庁舎入口などに消毒液を設置

3 職員への対応状況

総務局長通知「新型コロナウイルス関連肺炎への職員対応について（依頼）」（令和2年1月29日付）を局内に周知した。

新型コロナウイルス関連肺炎への環境局の対応について

1 不特定多数が利用する主要施設の対応状況

(1) 円山動物園

来園者用に正門と西門の2か所に手指消毒剤を設置し、園内各所に咳エチケット、手洗いのポスター(日本語・英語・中国語)を掲示している。今後は、園内で来園者が多く集う場所(休憩スペースなど)に、順次、消毒剤を設置する予定である。

(2) 環境プラザ、リサイクルプラザ

訪れた市民用に手指消毒剤を設置している。

2 職員への対応状況

(1) 感染症予防対策として、必要に応じてマスクの着用を励行する。

(2) 咳エチケット・手洗いに関してトイレや共用部にポスターを掲示して啓発するとともに朝礼等の場においても所属長から周知する。

(3) 咳や発熱などの症状がある場合は、医療機関を受診するなど体調管理に努め、無理に出勤することのないよう職員に周知徹底する。

3 感染性廃棄物の処理について

人が感染し又は感染するおそれのある病原体が含まれる廃棄物等(「感染性廃棄物」という。)の処理については、環境省が「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を策定している。

新型コロナウイルスに関連した感染症について、日本国内でも感染者が確認されている状況等を受けて、感染性廃棄物の適切な処理の確保のため、マニュアルに基づき、必要な措置を実施し、排出時、収集運搬時及び処分時における作業員への感染防止に万全を期すよう、環境省から通知があったことから、本市ホームページに掲載するなど、医療機関や関係特別管理産業廃棄物処理業者等の関係機関・事業者に周知した。

スポーツ局対応事項（第1回札幌市感染症対策本部会議資料）

【イベント関係】

○2/1・2 大倉山スキージャンプワールドカップ

- ・通常通り開催
- ・消毒液を入場ゲート、案内窓口に設置

○高雄国際マラソン交流事業の中止

- ・2/9に台湾の高雄で開催予定だったマラソンが中止。

※訪問団として、札幌からランナーとボランティアが参加予定だった。

【施設関係】

○所管施設

- ・通常のインフルエンザ対策として、入り口に消毒液を設置。
- ・厚労省等から、コロナウィルス対策の啓発ポスターが送られてきており、全施設に掲示。
- ・加えて、外国人観光客が多い大倉山ジャンプ競技場や中島体育センター（歩くスキー体験）に、外国語で最新のコロナウィルス関連の情報が得られるよう、NHKワールドのQRコードを掲示。